

福津市所有物件「(通称)旧旅館建物」譲渡先事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要項

令和8年10月
福岡県福津市

目次

第 1 はじめに	P.4
第 2 対象物件等について	P.4
1, 対象の土地及び建物に関する事	P.4
2, 最低譲渡価格	P.5
3, 譲渡時期	P.5
第 3 応募資格	P.5
第 4 応募の手続き	P.6
1, 要項等の配布	P.6
2, 参加表明書類の提出	P.6
3, 施設見学会及び現地調査	P.7
4, 資料の閲覧	P.8
5, 質問の受付	P.8
6, 応募書類の提出	P.9
7, 応募の辞退	P.10
8, 応募書類の受付期間等	P.10
第 5 選定方法と結果通知	P.11
1, 審査会の設置	P.11
2, 選定方法	P.11
3, プレゼンテーション及びヒアリングの実施	P.11
4, 審査項目及び評価基準	P.12
5, 譲渡先候補事業者の選定及び通知	P.12
第 6 売買契約の締結	P.12
第 7 失格事項	P.13
第 8 その他	P.13
第 9 契約締結までのスケジュール	P.13
第 10 担当部局	P.14

第1 はじめに

本市は、令和2年度に、観光に資するために転用することを目的として、旅館業を営んでいた民間所有の土地及び建物（以下「本物件」という。）を取得した。当該建物は建築後40年以上を経過しており、また相当の年月、適切な管理状況であったことが確認できないことから、今後継続して使用していくことは現実的ではないことを踏まえ、最適な利活用方法を検討した結果、民間活力を導入した本物件の利活用を目指し、公募型プロポーザル方式により有償譲渡することを決定した。

本要項は、津屋崎千軒エリアにおける観光客の利便性・回遊性の向上を図り、観光入込客数の増加や観光消費額の向上につながるよう、本物件を観光振興に資する用途に利活用できる事業者（以下「譲渡先事業者」という。）を公募するにあたり、必要な事項を定めたものである。

第2 対象物件等について

1, 対象の土地及び建物に関すること

本要項に基づき譲渡する対象の土地及び建物（以下、併せて「本物件」という。）等に関する事項は、次のとおりとする。

土 地	所 在		地 番	地 目	地 積
	福津市津屋崎三丁目		2494 番1	宅地	486.47 m ²
建 物	所 在			家屋番号	種類
	福津市津屋崎三丁目 2494 番地1			2941 番1	旅館
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建			
	床面積	1階 365.25 m ² 、2階 351.05 m ² 、3階 338.30 m ² 、4階 251.29 m ² 、5階 94.35 m ² 、計 1,400.24 m ²			
	竣工年	1979 年(昭和 54 年8月)			
	建築確認	昭和 53 年 11 月 14 日 第 1169 号			
	検査済証	昭和 54 年 10 月 5日 第 1169 号			
	その他	建物に附属する設備、付随する備品及び物品等を含む。			
都 市 計 画等による制限	都市計画区域	津屋崎都市計画区域			
	区域区分	非線引き区域 用途指定有			
	用途地域	用途地域名称		商業地域	
		容積率		400%	
		建ぺい率		80%	
	防 火	準防火地域			
	高度地区	高度地区(15m)			

	景観計画区域	景観重点区域
	※その他諸規制については確認が必要	
現 況	インフラ関係	・上下水道供給区域、プロパンガス ・県道(渡・津屋崎線)、市道(新浜山・古壺作線、津屋崎・天神町4号線)に面する。
	維持管理	・市の取得以前の維持管理状況については不明。 ・市の取得以降、修繕や改修等は未実施。 ・令和6年度に割れた窓ガラスの飛散防止のために各階窓ガラスの取外し及び木材による防護措置を実施。
	その他建物に関すること	・令和6年度調査の結果、建材の一部にアスベストを含有するものがあることを確認済み。 ・建物は、耐震設計及び耐震補強措置をされていない。 ・建物基礎部にはコンクリート基礎杭がある見込み。(想定 GL-17.0m、42本)

2, 最低譲渡価格

最低譲渡価格を7,850,000円(消費税及び地方消費税を除く額)とし、それ未満での譲渡は行わない。

※最低譲渡価格は、本物件の更地鑑定評価額から建物解体撤去費用を控除した額で設定。

3, 譲渡時期

令和9年8月(予定)

※「第9 契約締結までのスケジュール」を参照のこと。

第3 応募資格

本プロポーザルの参加にあたっては、次の要件をすべて満たす法人若しくは複数の法人で構成される共同企業体(以下「事業者等」という。)とする。なお、共同企業体として参加する場合は、すべての構成員が次の要件をすべて満たす必要があり、同一の者が複数の共同企業体の構成員になることはできないものとする。

- 1, 日本国内に本店又は主たる事業所を有する法人であること。
- 2, 福津市指名停止措置要綱(平成17年福津市告示第6号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。ただし、福津市一般(指名)競争入札参加資格審査登録名簿に登載されていない場合は、福岡県内の公共機関から指名停止措置を受けていない者であること。
- 3, 福津市所有物件「(通称)旧旅館建物」譲渡仕様書の内容を遵守できる者であること。
- 4, 事業を行うにあたって必要な許認可等を取得済み又は事業開始までに取得予定の者であること。
- 5, 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- 6, 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律122号)第2条に掲げる営業の用に本物件を使用しない者であること。
- 7, 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続きの開始の申し立てがなされていない者であること。
- 8, 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続きの開始の申し立てがなされていない者であること。
- 9, 国税、都道府県税、市町村税を滞納していない者であること。
- 10, 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又はその構成員の利益につながる活動を行う者でないこと。
- 11, 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体等でないこと。

第4 応募の手続き

1, 要項等の配布

次のとおり、募集要項及び様式は、福津市公式ホームページ(以下「市ホームページ」という。)からダウンロードすること。

(1)URL

<https://www.city.fukutsu.lg.jp/sangyou/nyusatsu/proposal/21050.html>

(2)掲載期間 令和8年10月1日(木)から令和9年2月26日(金)正午まで

2, 参加表明書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者等は、次のとおり参加表明書及び資料(以下「参加表明書類」という。)を提出し、参加表明をすること。なお、期限までに参加表明書類を提出しない事業者等は、本プロポーザルに参加することができない。

(1)提出書類

- ①参加表明書(様式第4号)
- ②事業者等の概要がわかる資料(企業パンフレットなど)

(2)受付期間等

- ①受付期間 令和8年10月1日(木)から同年12月28日(月)正午まで(必着)
- ②受付時間 午前9時から午後4時まで(土日、祝日を除く)
※令和8年12月28日(月)は午前9時から正午まで
- ③提出方法 持参又は郵送による。
※持参の場合は、受け渡し日時をあらかじめ担当部局に連絡すること。
※郵送の場合は、書留等の配達記録が残る方法とすること。
- ④提出先 「第10 担当部局」に同じ。
- ⑤その他

ア、参加表明書類の作成及び提出に要する費用は、すべて事業者等の負担とする。

- イ、受付期間を過ぎた場合の不足書類の提出、提出書類の差し替えは、原則として認めない。
- ウ、提出された書類は返却しない。

(3)参加の取り下げ

参加表明書類の提出後に本プロポーザルへの参加表明を取り下げる場合は、速やかに担当部局に連絡するとともに、辞退届(様式第15号)を市へ提出すること。

3、施設見学会及び現地調査

施設見学会は実施しない。しかし、本物件に関し、事前の現地調査(以下「調査」という。)を希望する場合は、次の条件を満たす場合にのみ、市と事前の協議を踏まえた上で実施を認める。

(1)調査の条件

- ①調査中のケガ、死亡、所持品の破損等は、理由の如何を問わず、すべて現地調査の実施者(以下「調査実施者」という。)の自己責任とすること。
- ②万が一事故が発生しても、調査実施者は、市に対して治療費や慰謝料等の損害賠償請求を一切行うことができない。
- ③調査によって本物件を破損・汚損した場合、調査実施者の費用負担で直ちに原状回復させること。
- ④壁を剥がす、床をめくる等本物件の破壊調査を実施する場合は、必要最低限の範囲内とすること。
- ⑤調査の実施期間は、5日間以内とし、1日あたりの調査時間は、午前9時～午後4時までとする。
- ⑥調査にかかる費用はすべて調査実施者が支払うこと。
- ⑦調査で知得した物件の内部写真、劣化の状況などを、インターネット(SNSやブログ)に投稿したり、第三者に開示したりすることを一切禁止する。
- ⑧前7項については、調査実施者だけでなく、同伴するすべての立ち入り者に免責を適用させること。
- ⑨調査機材による騒音や、調査関係者の車両等による近隣への違法駐車・通行妨害を禁止し、苦情が出た場合は調査実施者の責任のもとで即座に対応すること。
- ⑩大規模な調査になる場合は、調査実施者の負担と責任において、近隣住民へ事前に説明を行うこと。
- ⑪調査の実施にあたっては、調査実施内容について、事前に市と協議の上で書面による承認を得なければならない。
- ⑫調査中に、建物が崩壊する危険性が高まったと市が判断した場合、あるいは調査実施者が前11項に違反したと市が判断した場合は、市の指示でいつでも調査を中止させ、即座に退去させることができるものとし、調査実施者は市の指示に従わなければならない。

(2)実施期間

令和8年10月1日(木)から令和9年2月26日(金)正午まで(土日、祝日を除く)

(3) 申込方法

調査を希望する場合は、「現地調査申込書」(様式第1号)に必要事項を記入の上、電子メールまたは FAX により申し込むこととし、提出後、必ず電話で送受信確認をすること。なお、電子メールの場合は、件名を「現地調査申込」とすること。市商工観光課(以下「担当部局」という。)による調整の上で事前協議に関する日時を決定し、連絡する。なお、現地調査申込書を提出できる者は本プロポーザルへの参加表明をした事業者等に限る。

(4) 申込先

「第10 担当部局」に同じ。

4. 資料の閲覧

次のとおり、関係資料の閲覧を可能とする。

(1) 実施期間

令和8年10月1日(木)から令和9年2月26 日(金)正午まで(土日、祝日及び令和8年12月29日から令和9年1月3日を除く)

(2) 申込方法

資料の閲覧を希望する場合は、資料閲覧申込書(様式第2号)に必要事項を記入の上、電子メール又は FAX により申し込むこととし、提出後、必ず電話で送受信確認をすること。なお、電子メールの場合は、件名を「福津市所有物件プロポーザル資料閲覧申込」とすること。担当部局による調整の上で日時を決定し、連絡する。なお、資料閲覧申込書を提出できる者は本プロポーザルへの参加表明をした事業者等に限る。

(3) 申込先

「第10 担当部局」に同じ。

(4) 閲覧可能資料

① 公図等

② 令和6年度旧旅館建物解体工事設計業務委託資料

ア, 設計書(金抜き)及び数量関係資料(建築・設備・電気)

イ, 設計図面(建築・構造・電気・設備)

ウ, 石綿含有建材事前調査報告書

エ, 現地調査時写真

オ, 【参考】設計書(杭全撤去パターン)(金抜き)

5. 質問の受付

本件に関する質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

(1) 受付方法

質問書(様式第3号)に必要事項を記入の上、電子メール又は FAX で提出することとし、提出後、必ず電話で送受信確認をすること。電子メールの場合は、件名を「福津市所有物件プロポーザル質問書提出」とすること。なお、質問書を提出できる者は本プ

ロポーザルへの参加表明をした事業者等に限る。

(2)受付期間

令和8年10月1日(木)から令和9年1月 29 日(金)正午まで(土日、祝日及び令和8年12月29日から令和9年1月3日を除く)

(3)回答方法

質問書に関する回答は、一定期間分を取りまとめた上、概ね20日以内に、参加表明をした事業者等全員に対し、回答する。併せて、福津市公式ホームページ上でも回答内容を公表する。

(4)提出先

「第10 担当部局」に同じ。

6, 応募書類の提出

(1)応募書類

本プロポーザルへの参加表明をした事業者等で参加の本申込みを希望する者(以下「応募者」という。)は、応募書類として次の書類を提出し、本申込みをすること。なお、証明書については、応募書類提出日から3箇月以内に発行されたものに限る。

- ①応募申込書(様式第5号)
- ②事業計画書(様式第6号)
- ③収支計画書(様式第7号)
- ④事業者等の概要書(様式第8号)
- ⑤誓約書(様式第9号)
- ⑥定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本又はその写し
- ⑦暴力団排除に関する照会同意書(様式第10号)
- ⑧事業者等の履歴事項全部証明書
- ⑨直近5事業年度の税務署の受付記録のある法人税申告書及びその添付書類(賃借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書)
※出資関係図を添付している場合はその写し(後日、グループ会社の財務諸表の提出を求めることがある)
※設立3箇年以内の事業者については設立後の事業年度分の書類
- ⑩法人の国税、都道府県税、市区町村税に滞納がないことの証明書(本社及び申請を行う支店等の所在地官公署発行分)
- ⑪法人の国税(法人税)に関する直近5箇年の納税証明書(その2)
- ⑫投資計画書及び資金調達計画書(様式第11号)
- ⑬管理運営等の組織体系図(任意様式)
- ⑭価格提案書(様式第12号)
- ⑮事業計画項目確認シート(様式第13号)

(2)共同企業体での応募における留意事項

共同企業体により応募する場合は、次の点に留意すること。

- ①代表となる事業者及び団体を1社に定めること。
- ②「(1)応募書類」の④から⑪は、構成するすべての事業者及び団体分を提出すること。
- ③「(1)応募書類」に加え、共同企業体結成協定書兼委任状(様式第14号)を提出すること。

(3)応募書類の作成要領

- ①各書類に用いる使用言語は日本語、使用通貨は日本国通貨に限る。
- ②書体の指定はしないが、視認しやすいものを使用することとし、文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。
- ③応募書類の体裁
 - ア、書類は証明書や図面等を除き、原則A4判に統一すること。
 - イ、全体の目次を付け、前項の「(1)応募書類」に記載する①から⑤の順に並べること。
 - ウ、提出書類は、フラットファイルに綴じ、表紙に「福津市所有物件「(通称)旧旅館建物」譲渡先事業者応募申込書」と事業者等名を表示すること。
- ④応募書類の提出にあたり、すべての書類の電子データを記録したCD-R等の外部記憶装置を併せて提出すること。なお、作成する電子データは、Microsoft社Windows上で表示可能な形式(PDFデータで可)とする。

(4)その他留意事項

- ①提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、応募書類について譲渡先候補事業者の選定、公表、その他市が必要と認める場合には、市はこれを無償で使用できるものとする。
- ②市は、応募書類に記載されている個人情報について、本プロポーザル事務業務以外には使用しない。
- ③応募書類は、個人情報又は法人の正当な利益を害する情報を除き、福津市情報公開条例の規定に基づき、開示する場合があるため、それを踏まえて作成すること。

7, 応募の辞退

応募者が、応募書類の提出から譲渡先候補事業者が決定するまでの間に本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届(様式第15号)を市へ提出すること。

8, 応募書類の受付期間等

- (1)受付期間 令和8年12月1日(火)から令和9年3月15日(月)正午まで(必着)
(土日、祝日及び令和8年12月29日から令和9年1月3日を除く)
- (2)受付時間 午前9時から午後4時まで
※令和9年3月15日(月)は午前9時から正午まで
- (3)提出方法 持参又は郵送による。

※持参の場合は、受け渡し日時をあらかじめ担当部局に連絡すること。

※郵送の場合は、書留等の配達記録が残る方法とすること。

(4)提出先 「第10 担当部局」に同じ。

(5)提出部数 正本1部、副本9部、電子データ(CD-R 等の外部記憶装置)一式

(6)その他

①応募に係る書類作成及び提出に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

②受付期間を過ぎた場合の不足書類の提出、応募書類の差し替えは、原則として認めない。

③提出された書類は返却しない。

第5 選定方法と結果通知

1, 審査会の設置

応募書類の審査、評価及び譲渡先として最も適当な事業者(以下「譲渡先候補事業者」という。)の選定を行うため、福津市所有物件「(通称)旧旅館建物」譲渡先事業者選定に係るプロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。なお、審査会は外部委員及び市職員により構成し、譲渡先候補事業者が決定するまで審査会委員の氏名及び職名は非公開とする。

2, 選定方法

審査会では、一次審査として書類審査、二次審査としてプレゼンテーション及びヒアリング等審査を実施し、最も評価点の高い者を譲渡先候補事業者、次に高い者を次点候補事業者として選定する。書類審査では、専門機関の意見を聴取した上で、提出されたすべての書類、記載事項を対象とする。

3, プレゼンテーション及びヒアリングの実施

譲渡先候補事業者の選定にあたり、応募書類に関する内容をより理解するため、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1)実施方法

①1者ずつの呼び込み方式とし、1者につき最大50分(説明20分以内、質疑30分以内)とする。

②応募書類に関する追加資料の配付は禁止するが、提出された応募書類と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

③プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

④特別な事由がなく、欠席又は指定した時間に遅れた場合は失格とし、審査の対象から除外する。

(2)実施期日及び場所

日時及び場所の詳細については、令和9年4月上旬までに応募者へ別途通知する。

①期日 令和9年4月中旬から同年4月下旬(予定)

②場所 福津市内公共施設(予定)

(3)その他

スクリーン及びプロジェクターは市で準備するが、その他必要な機器等は応募者で準備すること。また、プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とし、他の応募者等の傍聴は認めない。

4, 審査項目及び評価基準

審査における項目及び評価の視点は、別表「評価基準」のとおり。

5, 譲渡先候補事業者の選定及び通知

(1)譲渡先候補事業者の選定

審査会において、前項の「4, 審査項目及び評価基準」に基づく審査及び評価により各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を、審査会の合議の上、譲渡先候補事業者として選定する。評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

なお、応募者が1者のみの場合は、審査会における各委員の評価点が満点の60%を満たした場合に限り、譲渡先候補事業者として選定する。

譲渡先候補事業者として選定された場合においても、審査の過程で計画内容等に改善を要する事項を指摘する場合がある。この場合は、売買契約を締結する前に必ず改善等の対応を行うこと。

(2)審査結果の通知及び公表

審査結果は、すべての応募者へ文書で通知し、譲渡先候補事業者を市ホームページで公表する。

※市は、審査結果に関する疑義や異議には一切応じない。

※審査結果によっては、審査会は譲渡先候補事業者を選定しない場合がある。

※譲渡先候補事業者との交渉が整わない場合又は譲渡先候補事業者が資格を喪失した場合には、市は次点候補事業者と交渉する。この場合、本要項における譲渡先候補事業者に関する規定は、次点候補事業者に適用する。

第6 売買契約の締結

1, 「第5 選定方法と結果通知」により、審査会において選定された譲渡先候補事業者は、速やかに市と協議及び交渉を実施し、両者による合意を得た上で、本物件に係る売買契約を締結するものとする。

2, 本物件に係る売買契約の締結にあたっては、市が弁護士に委託して作成する契約書をもって行うものとする。

3, 譲渡先事業者は、原則として、契約締結後に福津市財務規則(平成17年福津市規則第138号)第139条のとおり契約保証金を支払うものとする。

4, 契約締結の手続きに必要な印紙等の経費については、譲渡先事業者の負担とする。

第7 失格事項

応募者、譲渡先候補事業者及び譲渡先事業者(以下「応募者等」という。)は次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- 1, 応募者等又はその関係者が選定に対して不当な要求や行為を行った場合。
- 2, 応募者等が市に提出した書類に虚偽又は不正があった場合。
- 3, 応募者等が「第3 応募資格」に規定する要件を満たしていないことが判明した場合。
- 4, その他、不正行為があったと市長が認めた場合。

第8 その他

- 1, 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2, 市が配布及び公表する資料については、応募に関する検討以外の目的で使用することを禁止する。
- 3, 応募者等は、応募書類の内容や本物件の用途に関する市との協議事項、交渉内容等について、守秘義務を遵守することとし、事前に市の承諾を得ずに公表しないこと。
- 4, 市は、緊急かつやむを得ない理由等により、既に通知した事項の変更又は本プロポーザルを延期若しくは中止することがある。この場合において、応募者等は応募に要した経費の一部又は全部を市へ請求することはできない。
- 5, 譲渡先候補事業者に特定された者であっても、契約締結までの間に、「第3 応募資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合は、当該候補事業者とは契約を締結しない。

第9 契約締結までのスケジュール

内容	日程
募集要項の配布等	令和8年10月1日(木)～令和9年2月26日(金) 正午
現地調査の実施	令和8年10月1日(木)～令和9年2月26日(金) 正午
資料閲覧	令和8年10月1日(木)～令和9年2月26日(金) 正午
質問書受付	令和8年10月1日(木)～令和9年1月29日(金) 正午
参加表明書類受付	令和8年10月1日(木)～同年12月28日(月)正 午
応募書類受付	令和8年12月1日(火)～令和9年3月15日(月) 正午
プレゼンテーション及びヒアリング	令和9年4月中旬～同年4月下旬(予定)

審査結果の通知・公表	令和9年5月(予定)
契約締結に係る協議・調整	令和9年5月～同年7月(予定)
売買契約締結	令和9年8月(予定)

第10 担当部局

福津市経済産業部商工観光課

住所 〒811-3293 福岡県福津市中央一丁目1番1号(福津市役所 別館2階)

TEL 0940-62-5014

FAX 0940-43-9003

E-mail kanko@city.fukutsu.lg.jp

(別表) 評価基準

審査項目	評価 点数	評価基準
1, 事業者に関する項目	計 15 点	
1-① 過去の経営実績の安定性	10 点	過去の経営実績は安定しているか。
1-② 財務状況の健全性	5 点	財務状況の健全性は確保されているか。
2, 企画提案書等に関する項目	計 80 点	
2-① 基本方針	5 点	公募の趣旨を理解し、公有財産を利活用して事業を実施するにふさわしい経営理念・経営方針、譲渡先事業者等としての適正があるか。
2-② 本市の観光振興に資する利活用(地域産業や市内観光スポットとの連携や連動した事業展開等)	15 点	本物件を利活用して、観光に資する施設として、特に市外からの観光客誘致につなげたり、エリア内の観光スポットや地元産業と連携や連動することで地域総体産業の活性化につながるような事業展開であるか。
2-③ 地域との調和性	5 点	町並みへの配慮や地域住民との相互理解が得られる事業内容か。地域住民への周知説明方針や紛争が生じた場合の対応方法は具体的か。
2-④ 建設計画の妥当性	15 点	既存建物が有するリスクを鑑み、解体撤去から跡地地盤状況等の諸条件を踏まえた合理的かつ有効的な建設計画であるか。
2-⑤ 収支計画及び投資・資金調達計画	10 点	事業実施にあたっての収支計画及び投資・資金調達計画は適切で信頼度が高いものであるか。継続的・発展的な事業として期待できるか。
2-⑥ 事業スケジュール	10 点	事業実施(準備・開始・展開)に向けて、具体的かつ妥当なスケジュールとなっているか。
2-⑦ その他追加提案	10 点	福津市まちづくり基本構想に掲げる基本目標に寄与する取組みや、民間活力を生かした独創性とそれを実現するノウハウにより、更なる効果が期待されるものがあるか。
2-⑧ 提案された事業の実現性	10 点	提案された事業は、実現性が見込まれるものであるか。
3, 購入金額に関する項目	5 点	
3-① 購入希望金額	5 点	最低譲渡価格に対して希望する購入金額
合計	100 点	